

## 〇〇県感染症対策ネットワーク設置運営要綱（例）

## （目 的）

第1条 この要綱は、〇〇県において、感染予防・管理に関する病院と関係機関（診療所、薬局、高齢者施設、保健所等）とが連携した活動と広げ、感染症対策を総合的に推進するため、〇〇県感染症対策ネットワーク（〇〇〇〇）（以下、「感染症対策ネットワーク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

## （構 成）

第2条 感染症対策ネットワークは、次に掲げる構成員により構成する。

- （1）感染症対策に関し専門的な知識を有する専任・専従の医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を配置している病院
- （2）その他病院及び医科診療所
- （3）介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院

2 前項第1号の病院としては、診療報酬上の感染防止対策加算1を取得している病院などが該当する。

## （活 動）

第3条 感染症対策ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

## （1）サーベイランス活動

- ア 薬剤耐性（AMR）に関する動向調査活動（以下「微生物サーベイランス」という。）
- イ 抗微生物薬の使用量に関する指標を用いた量的・質的な評価（以下「抗菌薬サーベイランス」という。）

## （2）薬剤耐性（AMR）対策活動

- ア 医療及び介護における薬剤耐性感染症の集団発生への対応支援
- イ 抗微生物薬の適正使用の推進

## （3）感染症及び感染対策に関する情報発信

## （4）その他感染症対策の向上に資する取組

## （〇〇県感染症対策ネットワーク運営会議）

第4条 前条に掲げる活動の取り組みについての企画・検証を行うため、〇〇県感染症対策ネットワーク運営会議（以下、「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成し、〇〇県〇〇部長が委嘱する。

- （1）県医師会が指名する者
- （2）県病院協会が指名する者
- （3）県看護協会が指名する者
- （4）県薬剤師会が指名する者

- (5) 県臨床検査技師会が指名する者
- (6) 県老人保健施設協会が指名する者
- (7) 県老人福祉施設協会が指名する者
- (8) 県衛生研究所が指名する者
- (9) 県保健所長会が指名する者
- (10) その他感染対策に専門的な知識を有する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師
- (11) 県〇〇課長が指名する者<sup>\*1</sup>

(※1 運営会議に医療法所管部署、感染症法所管部署の両部署が関わることが望ましい)

- 3 委員の任期は〇年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。委員の再任は妨げない。
- 4 運営会議に、会長を置き、〇〇によって選任する。会長は運営会議を総括し、会議の議長となる。
- 5 運営会議は会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き決議を行うことができない。会長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(微生物サーベイランス)

- 第5条 感染症対策ネットワークは、J-SIPHE（感染対策連携共通プラットフォーム）の微生物・耐性菌関連情報を用いて、県内の医療機関における微生物検出状況及び薬剤耐性状況の把握（以下、「微生物サーベイランス」という。）を行う。
- 2 感染対策支援ネットワークは、微生物サーベイランスへの参加を希望する県内の病院を、〇〇県〇〇部〇〇課（以下、「事務局」という。）を通じて募集する。
  - 3 微生物サーベイランスへの参加を希望する病院は、事務局を通じて感染症対策ネットワークへ登録する。なお、微生物サーベイランスから脱退を希望する参加病院は、病院長名で事務局に届出を行う。
  - 4 第2条第1項第1号の病院（感染防止対策加算1算定病院）が、連携する加算2算定病院と連携して参加することを基本とする。なお、感染防止対策加算を算定していない病院においても連携可能な加算1病院と連携することで参加可能とする。
  - 5 第2条第1項第1号の病院は、感染防止対策地域連携加算による連携等を通じて二次医療圏単位でデータを収集する。
  - 6 二次医療圏単位で微生物サーベイランスの基幹病院を定め、前項のとりまとめを行う。
  - 7 基幹病院は、二次医療圏単位の収集データを感染症対策支援ネットワークへ提出する。
  - 8 感染症対策ネットワークは、提出されたデータを解析し、県全体、二次医療圏単位でデータを解析するとともに、参加病院へ解析結果を還元する。
  - 9 微生物サーベイランスによって得られたデータ及び解析評価情報については、医療機関における感染症対策を支援する目的以外には使用しない。個別の病院の同定を可能とするデータ及び解析結果は、参加病院の了承を得ることなくこれを公開しない。
  - 10 感染症対策支援ネットワークは、運営会議において解析結果を検討し、県全体及び地

域データについてホームページ等で公表する。

(抗微生物薬サーベイランス)

- 第6条 感染症対策ネットワークは、J-SIPHEのAMU情報を用いて、県内の医療機関における抗微生物薬の使用状況の把握（以下、「抗微生物薬サーベイランス」という。）を行う。
- 2 感染対策支援ネットワークは、抗菌薬サーベイランスへの参加を希望する県内の病院を、〇〇県〇〇部〇〇課（以下、「事務局」という。）を通じて募集する。
  - 3 抗微生物薬サーベイランスへの参加を希望する病院は、事務局を通じて感染症対策ネットワークへ登録する。なお、抗微生物薬サーベイランスから脱退を希望する参加病院は、病院長名で事務局に届出を行う。
  - 4 第2条第1項第1号の病院（感染防止対策加算1算定病院）が、連携する加算2算定病院と連携して参加することを基本とする。なお、感染防止対策加算を算定していない病院においても連携可能な加算1病院と連携することで参加可能とする。
  - 5 第2条第1項第1号の病院は、感染防止対策地域連携加算による連携等を通じて二次医療圏単位でデータを収集する。
  - 6 二次医療圏単位で微生物サーベイランスの基幹病院を定め、前項のとりまとめを行う。
  - 7 基幹病院は、二次医療圏単位の収集データを感染症対策支援ネットワークへ提出する。
  - 8 感染症対策ネットワークは、提出されたデータを解析し、県全体、二次医療圏単位でデータを解析するとともに、参加病院へ解析結果を還元する。
  - 9 抗微生物薬サーベイランスによって得られたデータ及び解析評価情報については、医療機関における感染症対策を支援する目的以外には使用しない。個別の病院の同定を可能とするデータ及び解析結果は、参加病院の了承を得ることなくこれを公開しない。
  - 10 感染症対策支援ネットワークは、運営会議において解析結果を検討し、県全体及び地域データについてホームページ等で公表する。

(医療及び介護における薬剤耐性感染症の集団発生への対応支援)

- 第7条 医療及び介護における薬剤耐性感染症の集団発生への対応を支援するため、下記に掲げる支援を行う<sup>※3</sup>。（※3 以下の例から各県等の実情に応じて選択）
- (1) 感染症の集団発生事例に地域で対応するためのマニュアル・ガイドラインの整備
  - (2) 地域における薬剤感染症の集団発生を防ぐための早期報告を行う場合の基準の整備
  - (3) ネットワーク構成員に対する集団発生対応にかかる研修会の実施
  - (4) 地域の医療機関・高齢者施設等において、感染症集団発生が生じた際に、専門家を派遣するなどの支援体制の構築
  - (5) 地域の医療機関・高齢者施設等において、感染症集団発生を防ぐための相談に対して専門家が回答するなどの相談体制の構築

(抗微生物薬の適正使用の推進)

第8条 医療機関における抗微生物薬の適正使用を推進するため、下記に掲げる支援を行う

※4。(※4以下の例から各県等の実情に応じて選択)

- (1) 抗微生物薬適正使用にかかる地域の医療機関への専門家の派遣
- (2) ネットワーク構成員に対する抗微生物薬適正使用にかかる研修会の実施
- (3) 地域の医療機関において、抗微生物薬を適正に使用するための相談に対して専門家が回答するなどの相談体制の構築
- (4) 感染防止対策地域連携加算に基づく相互評価の推進

(感染症及び感染対策に関する情報発信)

第9条 感染症対策支援ネットワークは、感染予防・管理、感染症集団発生防止及び抗微生物薬適正使用等に関して、ホームページ等を活用し情報発信や教育・啓発を行う。なお、情報発信にあたっては、〇〇県感染症情報センターとも協力して実施する。

(実施主体及び事務局)

第10条 感染症対策ネットワークの実施は、〇〇県〇〇部〇〇課が行う。ただし、事務局設置のほか、必要な業務の一部を委託することができる。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、感染症対策ネットワークの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和〇年〇月〇日から施行する。